川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

川崎市学校運営協議会委員の任期途中の変更

学校名	選出区分	委嘱期間】	解 職【旧 委嘱期間】
土橋小学校	地域住民	掛上さなえ 【H30. 4. 25~H31. 3. 31】	今井 澄子 【H28. 4. 1~H31. 3. 31】
東橘中学校	地域住民	増田 信一郎 【H30. 5. 9~H31. 3. 31】	長谷川 功 【H28. 4. 1~H31. 3. 31】
	保護者	生田 恵子 【H30. 5. 9~H31. 3. 31】	多賀 純子 【H28. 4. 27~H31. 3. 31】

関係資料

川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

(委員の任命)

第 6 条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。 2 第6条第2項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間と する。